

## ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款

2020年4月14日制定

2025年3月28日改正

2025年7月30日改正

2026年2月20日改正

(主務省による委託業務の管理等)

第1条 業務委託契約約款(以下「原約款」という。)第4条第1項及び第2項中「甲」とあるのは、「甲又は甲の主務省である経済産業省」とする。

2 原約款第4条第1項中「次の各号に掲げる措置を講じるものとする。」とあるのは、「次の各号に掲げる措置を講じるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。

3 原約款第4条第2項中「必要な指示を乙に行うことができるものとする。」とあるのは、「必要な指示を乙に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。」とする。

4 原約款第8条は「甲の主務省である経済産業省は、経済産業省が別に定めるポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業研究開発計画(以下「基本計画」という。)に規定する実施期間終了後に、技術評価(以下「事後評価」という。)を行うことができるものとする。ただし、経済産業省が必要があると認めるときは、事後評価を実施期間終了年度に行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする。また、甲は、実施期間終了後に、事業化の状況等の調査(以下「追跡評価等」という。)を行うことができるものとし、乙はこれを受け入れるものとする」とする。

5 原約款第9条中「甲が別に定める基本計画」とあるのは、「基本計画」とする。

6 原約款第13条中「様式第5」とあるのは、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業に関する特別約款の別紙1」とする。

7 原約款第55条中「甲乙」とあるのは、「甲、甲の主務省である経済産業省及び乙」とする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第1条の2 原約款第5条、第6条第2項及び第15条第2項中「業務委託費積算基準」とあるのは、「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業委託費積算基準」とする。

(乙等が締結する契約の相手方の制限)

第2条 乙、再委託先及び共同実施先(以下、「乙等」という。)は、委託業務を実施するために締結する契約(売買、請負その他の契約であり契約金額100万円未満のものを除く。)をするに当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、委託業務の遂行上、当該事業者でなければ委託業務の遂行が困難又は不適當である場合、甲の承認を受けて当該事業者を契約

の相手方とすることができる。

- 2 甲は、乙等が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、乙に対し、必要な措置を求めることができるものとし、乙は甲から求めがあった場合は、その求めに応じなければならない。
- 3 前二項の規定は、委託業務の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、乙は、必要な措置を講じるものとする。

(自己開発投資額の報告と実負担額に応じた措置)

### 第3条 (削除)

(収益状況等の報告)

- 第4条 乙は、研究成果の事業化・製品化に基づく収益状況等について、次の各号のいずれかに該当する場合、甲が指示する日までに、甲が別に定める様式で、甲に報告しなければならない。
- 一 委託業務の完了した日の属する乙の会計年度の終了日の翌日から起算して5年間
  - 二 委託期間中において委託業務の一部が完了し、その研究成果を事業化・製品化した時点から5年間
- 2 前項に定める報告書は、乙の毎会計年度決算確定後20日以内に提出するものとする。
- 3 乙が原約款第20条の3に定める組合であって、前項に定める事業化・製品化を当該組合構成員が取り組む場合は、前項の規定における「乙」を「乙及び当該組合構成員」と読み替え、前項の規定を適用することができるものとする。
- 4 基本計画において、同一の開発テーマとして委託事業の終了後に助成事業に切り替えること（継続研究開発を除く。）が明記されている場合は、第1項第一号に基づく報告義務は適用しないものとする。ただし、助成事業への切り替えが実施されなかったときは、この限りではない。

(費用対効果指標)

### 第5条 (削除)

(実績値に応じた措置)

### 第6条 (削除)

(技術移転防止に係る事前相談)

- 第7条 乙は、基本計画に基づき、乙又はそのグループ会社が、次項に定める他者（乙の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する40日前までに経済産業省に事前に相談しなければならない。

ならない。

- 一 コア重要技術等（基本計画に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを乙が知った場合
    - イ 過去5年間において、国際連合の決議その他国際的な基準に違反した実績がある者
    - ロ 外国政府等による影響を受けて事業を行う者
  - 二 前号に掲げるおそれがあるとして経済産業省から事前相談をすべき旨の連絡を受けた場合
- 2 他者又は他国に対する行為は、次の各号に掲げるいずれかの行為とする。
- 一 他者に対し、コア重要技術等に係る知的財産権を移転する、基本計画の対象とする取組に係る事業を譲渡する等、コア重要技術等そのものを移転する
  - 二 他者に対し、コア重要技術等を提供する
  - 三 他者と、コア重要技術等に関する共同研究開発を行う
  - 四 他国において、コア重要技術等に係る研究開発を行う
  - 五 他国において、コア重要技術等を用いた製品等を生産する拠点を建設し、又は既存の生産拠点における設備投資を行い、結果として当該生産拠点における当該製品等の製造能力が10%を超える割合で増強する（ただし、当該生産拠点で生産する当該製品等の85%以上が当該他国で消費される場合を除く。）
- 3 乙は、第1項に規定する相談の要否について確認した結果等について、原約款第27条第2項に定める事業化計画に記載した上で、甲が別途指定する期間内に甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、前項の事業化計画の提出があったときは、当該事業化計画を経済産業省に提供できるものとする。
- 5 甲は、第3項の規定により提出された事業化計画に不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、経済産業省と協議の上、乙に対し、その是正のために必要な指示を行い、乙はこの指示に従うものとする。

（取得財産の処分の制限）

- 第8条 原約款第20条第1項に規定する甲に帰属する取得財産は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条が適用される。
- 2 甲は、前項の取得財産について、原約款第20条の2第5項に規定する確認書の内容を適切と認めたとき又は指定期限までに乙が確認書を提出しないときは、必要に応じて、経済産業大臣に財産処分の申請書等を提出するものとする。
- 3 乙は、経済産業大臣による承認にあたり条件が付された場合は、その条件に従い、取得財産を処分するものとする。

（外国法人の特例）

第9条 （削除）

(甲の解除権)

第10条 原約款第37条第1項に次の2号を追加する。

六 乙が、甲が公募時に提示する応募要件を満たさなくなったとき。

七 乙が特別約款第7条第3項の規定により提出した事業化計画に虚偽の記載があった場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと経済産業省が判断したとき。

(翻訳文との関係)

第11条 本契約では、原約款第44条第4項は適用しない。

2 本契約は日本語を正文とする。参考のため英文訳が作成された場合であっても、日本語の正文のみが契約としての効力を有し、英文訳にはいかなる効力も有しないものとする。

(協力事項)

第12条 原約款第51条第1項第二号中「産業財産権等の取得状況及び事業化状況調査」とあるのは、「産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査」とする。

(経済産業省への情報提供)

第13条 乙は、甲が委託業務に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて甲の主務省である経済産業省に対して提供することに同意するものとする。

(再委託先等との契約)

第14条 乙は、委託業務の一部を再委託又は共同実施するときは、乙が本特別約款を遵守するために必要な事項及び甲が指示する事項について、再委託先又は共同実施先と約定しなければならない。

(存続条項)

第15条 甲及び乙は、委託期間が終了し、又は原約款第37条、第38条若しくは第39条の規定に基づき本契約が解除された場合であっても、原約款第52条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの。

第4条

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの。

第1条第4項、第8条、第10条、第11条、第13条及び第14条

三 委託期間の終了又は解除した日の属する事業年度の終了日の翌日から10年間効力を有するもの。

第12条

(原約款との関係)

第16条 この特別約款に規定しない事項については、原約款の規定を適用する。

附 則

この特別約款は、2020年4月14日から施行する。

附 則

1. この特別約款は、2025年4月1日から施行し適用する。
2. ただし、改正前の第8条及び第10条に対する規定の改正は、2025年4月1日以降に締結した契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この特別約款は、2025年7月30日から施行し適用する。
2. ただし、改正後の第9条の規定は、2025年7月30日以降、新たに締結する契約（変更契約を含む）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。
3. また、改正後の第7条及び第10条の規定は、2025年8月1日以後、新たに締結する契約（2024年度以前に公募を開始した事業を除く。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則

1. この特別約款は、2026年2月20日から施行し適用する。
2. ただし、改正後の第1条の2の規定及び「ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業委託費積算基準」の規定は、2026年4月1日以降、新たに締結する契約（変更契約を含む。）から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

年 月 日

委 託 業 務 (実績・中間実績) 報 告 書

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
理 事 長 殿

住 所  
名 称  
氏 名 役職印

年 月 日付け委託契約に基づく開発項目「 」に係る 年  
度の業務が完了したので、業務委託契約約款（第13条・第37条・第38条・第39条）・特別約款  
（第1条第6項・第3条第1項）の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 報告対象期間

年 月 日 ～ 年 月 日

2. 研究開発及び自己開発投資の実績

(注) ①研究開発の実績については、簡潔かつ明瞭に、1枚以内に記入のこと。

中間実績報告書と中間年報を同日で届出る場合は「中間年報のとおり」と記載すること。

②自己開発投資の実績については、研究開発計画の定め等に従い、記入のこと。

3. 委託費の使用状況

別紙、経費発生調書のとおり

(注) 別紙として、経費発生調書を添付すること。

契約管理番号 ○○○○○○○○○-○

# ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業委託費積算基準

第1 実施計画書、委託費項目別明細表及び支出した委託費を整理するに当たっては、次の通りとする。

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
I. 機械 装置等費	1. 土木・ 建築工事費	<p>プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに要した労務費、材料費、旅費、交通費、消耗品費、光熱水料、仮設備費及びその他の経費</p> <p>なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。</p>
	2. 機械 装置等製作 ・購入費	<p>委託業務の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要した場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用に要した経費</p> <p>ただし、乙の製造による商品を充てた場合にあつては、その社内振替価格とすることを妨げない。</p> <p>なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。</p>

当該項目に計上するものは、購入・製作にあつては、その取得価額が10万円以上かつ使用可能期間が1年以上のものとする。

機械装置等を製作する場合とは、研究部門の仕様に基づいて生産部門で製作設計及び製作加工することをいい、その経費には次のような経費を含む。(Ⅱに含まれるものを除く。)

① 製作設計費 - 機械装置等の細部製作設計に要した労務費(外注設計の場合にあつてはその経費)

労務費は、製作設計に直接従事する者の労務費単価(労務費単価は当該製作設計に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>② 製作加工費 - 機械装置等の製作に要した直接材料費、加工費及び直接経費</p> <p>(イ) 直接材料費 - 機械装置等の製作のための直接材料、副材料費及び部品を製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費</p> <p>(ロ) 加工費 - 機械装置等の製作に要した労務費  労務費は、加工に直接従事した者の労務費単価(労務費単価は当該加工に要した直接労務費及び間接経費により算出した乙の実績単価)に直接作業時間数を乗じることにより算出</p> <p>(ハ) 直接経費 - 専用治工具費、外注加工費及びその他の直接経費であって、すでに(ロ)加工費中の製造間接費に算入されていないものとする。</p> <p>i) 専用治工具費 - 機械装置等の製作に専用するための治工具を製作、購入又は借用を必要とした場合におけるその製造原価又は購入若しくは借用</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
	3. 保守・改造修理費	<p>① プラント及び機械装置等の保守（機能の維持管理等）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2. 及び4. の光熱水料に含まれるものを除く。）</p> <p>に要した経費</p> <p>ii) 外注加工費 - 機械加工、部品組立、配線、メッキ、酸洗い、保温、又は耐酸、耐熱、耐水ライニング若しくは塗装等の外注に要した経費</p> <p>iii) その他の直接経費 - i) から ii) までに掲げる経費以外の経費</p> <p>③ 添付品費 - 機械装置等に組み込まれる各種機器類等であつて、上記直接材料費中の部品費として計上することが適当でないものを製作又は購入した場合におけるその製造原価又は購入に要した経費</p> <p>④ 運搬費 - 機械装置等の梱包及び運送を外注することが必要な場合、これに要した経費</p> <p>⑤ 据付費 - 機械装置等の現地据付を外注することが必要な場合、これに要した経費</p> <p>保守費とは、法定点検、定期点検及び日常のメンテナンス等に要した経費をいい、工事を伴わないものをいう。</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>外注を必要とした場合は、それに要した経費</p> <p>② プラント及び機械装置等の改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合=資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）を必要とした場合における労務費、旅費、交通費、滞在費、消耗品費及びその他必要な経費（ただし、Ⅱ及びⅢの1.、2. 及び4. の光熱水料に含まれるものを除く。）</p> <p>外注を必要とした場合は、それに要した経費</p> <p>なお、資産登録が必要なものと資産登録が不要なものについて、区分して計上することとする。</p>
		<p>改造費とは、次のような経費をいう。</p> <p>① 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合の通常の取替（原状回復）の費用を超えた経費</p> <p>② 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円以上かつその装置等の前期末における取得価額の10%を超えたとき、その経費</p> <p>修理費とは、次のような経費をいう。</p> <p>① 装置等の原状回復に要した経費（移設費、解体費を含む）</p> <p>② 装置等の価値を高め又は耐久性を増す場合であるが、その経費が10万円未満の場合の経費</p> <p>③ 改造か修理か明らかでない場合であって、その経費が60万円未満のとき又はその装置等の前期末における取得価額の10%以下であるとき、その経費</p>
Ⅱ. 労務費	1. 研究員費	<p>委託業務に直接従事した研究者、設計者及び工員等（以下「研究員」という。）の労務費は、原則として、①又は②に基づき算定する。</p> <p>① 甲が別に定める健保等級に基づく労務費単価表（時間単価用）の単価に</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>基づき算定する。</p> <p>② 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（以下、「エフォート専従者」という。）の場合は、労務費単価表（エフォート専従者用）の月額に申告したエフォートを乗じて算定する。</p> <p>健保等級を適用する者の労務費の算定においては、法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）を含めることとする（出向契約書等により出向先が法定福利費を負担していることが確認可能な場合の出向契約者を含む）。</p> <p>ただし、上記以外の出向契約者及び国民健康保険加入者を健保等級適用者として取り扱う場合は、法定福利費を含めない。</p> <p>なお、①又は②による労務費単価表の適用が困難であると甲が了解した場合は、③又は④に基づき算定することができる。</p> <p>③ 研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術組合において、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、甲が別途定める業務委託費積算基準（大学用）又は業務委託費積算基準（国立研究開発法人等用）を使用して算定する。</p> <p>④ 基本計画に健保等級によらない労務費の支払いを認める旨の記載がある</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
	2. 補助員費	<p>テーマに従事し、かつ労務費の算定において労務費単価表の49級等級相当を超える者の場合は、乙が当該研究員に支払った給与、諸手当及び法定福利費（健康保険料及び雇用保険料等の雇用主負担分）に基づき算定する。</p> <p>1) 時間単位において当該委託業務に従事する研究員は、上記で算定された人件費に基づく時間単価で算出すること。</p> <p>2) 当該委託業務において申告したエフォートにて従事させる旨、乙から証明がなされた研究員（エフォート専従者）の場合は、上記で算定された人件費に基づく月額に申告したエフォートを乗じて算出すること。</p> <p>3) その他、甲が定める方法に従うこと。</p> <p>委託業務に直接従事したアルバイト、パート等の経費（ただしIに含まれるものを除く。）</p>
III. その他経費	1. 消耗品費	委託業務の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要した経費
	2. 旅費	<p>① 委託業務を実施するため特に必要とした研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費</p> <p>② 登録委員、外部有識者、外部専門家が、委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、</p>
		機械装置、その他備品等での取得価額が10万円未満又は使用可能期間が1年未満のものを含み、研究者等が通常使用する事務用品等の消耗品は除く。

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>海外調査に要した経費で旅費、滞在費、交通費</p> <p>③ 乙が再委託先又は共同実施先に対して行う検査に要する国内旅費</p>
	3. 外注費	委託業務実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費
	4. 諸経費	以上の各経費のほか、特に必要と認められる経費
		<p>例示すれば、以下のとおりである。</p> <p>1) 光熱水料 - 委託業務の実施に直接使用するプラント及び機械装置等の運転等に要した電気、ガス及び水道等の経費</p> <p>2) 会議費 - 委託業務実施に直接必要な会議の開催に要した経費。ただし、乙の研究員のみによる会議、会合に要した経費は除く</p> <p>3) 通信費 - 委託業務の実施に直接必要な通信・電話料</p> <p>4) 借料 - 委託業務の実施に直接必要な現場事務所賃借料、車両借上費等、乙又は第三者所有の実験装置、測定機器その他の設備、備品及び電子計算機の使用（社内単価又は外注による場合の契約単価とする。）等に要した経費</p> <p>5) 図書資料費 - 委託業務の実施に直接必要な図書資料購入費</p> <p>6) 通訳費・翻訳費 - 委託業務</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>の実施に直接必要な海外出張等における通訳雇用に要した経費及び翻訳費</p> <p>7) 運送費 - 委託業務の実施に直接必要な送付（運搬を含む）に要した経費</p> <p>8) 委員会費 - 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換、検討のための委員会開催、運営に要した委員等謝金、委員等旅費、会議費、会議室借上費、消耗品費、資料作成費、その他の経費</p> <p>9) 学会等参加費・論文投稿料 - 委託業務の実施に必要な知識、情報、意見等の交換のための学会等への参加費（学会等に参加するための旅費は除く。）及び成果に関する論文投稿に係る経費</p> <p>10) 報告書等作成費 - 成果報告書の電子ファイル作成費及び資料等の印刷・製本に要した経費</p> <p>11) キャンセル料 - 委託業務の実施に必要な旅費のキャンセル料（やむを得ない事情からキャンセル料が認められる場合のみ）</p>
IV. 間接経費		<p>上記経費を除く委託業務の実施に伴う乙の管理等に必要な経費</p> <p>1 間接経費の算定は、経費総額（Ⅰ～Ⅲ）に間接経費率を乗じて行うことを原則とする。</p> <p>2 間接経費率は、原則10%とするが、この率を下回る</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>率を用いるときは、その率とする。ただし、次項3に該当する中小企業及び次項4に該当する技術研究組合等については、間接経費率は20% (甲が別に指示する場合はその率) とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とする。また、研究分担先である組合員毎に経理処理を行う技術研究組合等については、当該組合員毎に第2項から第5項までを準用して定められる間接経費率を用いることができる。ただし、当該組合員が国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学若しくは高等専門学校又は国立研究開発法人、独立行政法人若しくは地方独立行政法人である場合は、当該組合員の間接経費率を原則30%とし、この率を下回る率を用いるときは、その率とすることができる。</p> <p>3 前項のただし書きに定める中小企業は、中小企業基本法第2条に該当する法人とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		<p>4 第2項のただし書きに定める技術研究組合等は、当該組合の組合員である会社法に定める会社のうち、3分の2以上が中小企業基本法第2条に該当する法人で構成する組合とする。ただし、中小企業基本法第2条に該当する法人であっても甲が別に定める「みなし大企業等」に該当する場合は、中小企業に該当しないものとする。</p> <p>5 第2項のただし書きに定める中小企業及び技術研究組合等の判定に当たっては、次のとおりとする。</p> <p>一. 契約の締結時は、契約を締結する事業年度の4月1日時点における最新のデータから判断するものとする。ただし、契約を締結する事業年度の4月1日時点で設立されていない企業及び技術研究組合等は、甲が別に定めるところによる。</p> <p>二. 複数年契約における次年度分は、次年度4月1日時点における最新のデータで判断する。</p>
V. 再委託費 ・共同実施費		<p>再委託費又は共同実施費は、委託業務の一部について、乙以外の者に再委託又</p> <p>再委託及び共同実施の額は、原則として乙との契約金額の5</p>

項 目		(摘 要)
大 項 目	中 項 目	内 容
		は共同実施するのに要した経費 当該経費の算定に当たっては、上記 I からIVに定める項目又は甲が別に定める 積算基準の項目に準じて行う。
		0%未満とすること。

第2 経費算定の対象とする支出額は、原則として、委託期間中に委託業務を行うに当たって発生し、かつ、支払われた経費とし、委託期間外に発生又は支払われた経費は認めないものとする。ただし、次の各号の一に該当するものについては、この限りでない。

- 1 委託期間中に発生し、かつ、その経費の額が確定しているものであって、委託期間中に支払われていないことについて相当の事由があると認められるもののうち、その支払期限が委託業務実績報告書を乙が甲に提出する日までのもの。
- 2 委託期間中に直接従事した時間に要する労務費、製作設計費及び加工費。

第3 公募要領等で委託費の対象外と指定した項目及び経費については、経費算定の対象とする支出額には含まないものとする。